

産業建設常任委員会記録

令和元年 10月16日

【開催日】 令和元年10月16日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後2時～午後2時43分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	岡山明
委員	河崎平男	委員	恒松恵子
委員	中岡英二	委員	藤岡修美
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	経済部次長兼農 林水産課長	深井篤
農林水産課農林 係長	平健太郎	農林水産課耕地 係長	本多享平

【事務局出席者】

局長	沼口宏	書記	光永直樹
----	-----	----	------

【審査事項】

- 1 請願第1号 旭町地域における農用地区域内の農地除外に関する請願書
- 2 請願第2号 横土手農業振興地域内の農用地区域の除外に関する請願書

午後2時 開会

中村博行委員長 それでは定刻になりましたのでただいまより産業建設常任委

員会を開催いたします。審査内容につきましては先日来ずっと審査をしております。旭町と横土手の農用地除外に関する請願ということでありますので、よろしく申し上げます。1件ずつやっていこうと思いますが、先日の委員会の中で執行部に投げかけておりました。宿題といいますか、質問について、御答弁をお願いしたいと思っております。

深井経済部次長兼農林水産課長　まず前回の委員会における宿題の答弁の前に前回、申し上げましたことを訂正させていただきたいところがございます。前回の委員会の中で、農振地域を外した時点で補助金の返還が生じるというふうに申し上げましたけれども、実はそれが間違っておりました。私の認識違いでございました。調べましたところ、農振地域を外れたからといってたちまち、補助金返還が生じるわけではありませんでした。補助金返還が生じるのは、補助金をもちまして整備した水路であったり、農道であったり、そういったもの。用途廃止したときにまだ耐用年数が残っているというような場合には、補助金返還が生じるということでした。そこが、一点誤りでございます。ですので、多面的機能の計画は5年スパンで年経ったらリセットされるというふうにも申し上げましたけれどもこれも同じでございまして、5年たってもその計画期間内に新たに設置した、水路で補修したものがあって、それが用途廃止された時点で対応年数等が残っているという場合には補助金の返還の対象になるということでございます。

中村博行委員長　5年たってゼロになるというか、もうその時点で返還が生じないというような答弁があったけれども、それは訂正するということですね。

藤岡修美委員　今の回答というか、訂正についての再確認なんですけども、一応農振地域内の農用地を仮に解除して、用途地域に張りつくかどうか分かりませんが、解除されても農地っていうか、例えば現況が田であれば田の用途が例えば宅地とか雑種地とか、用途が水田等々から変わらな

ければ、そのままであったら、補助金は返さないでいいっていうことで理解していいですかね。

深井経済部次長兼農林水産課長 農振地域から外れまして白地になりますけれども、その状態であっても、基本、農用地のままであれば、当然補助金の返還というのは生じないということになります。水路あるいは農道におきましては、その田が埋め立てられて宅地に変わったということであっても、既にそこにある水路あるいは農道、それをそのまま使用するというのであれば、それに関する補助金の返還は生じないということでございます。

河崎平男委員 要するに、農地転用したら返還生じるということやろ。

深井経済部次長兼農林水産課長 農地転用されて宅地になったとしても、既にそこにある農業用水路あるいは農道、それを全くもそのままの状態を使うということであれば、水路であったり、農道であったり、そういったところに、交付された補助金の返還は生じないということでございます。

岡山明副委員長 今、話しされたのは用途廃止でしょう。用途廃止されたら、返還という話ではないですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 用途廃止の場合は変更とももちろん補助金返還を対象になりますけれども、そのまま使うというのは用途廃止ではないということになりますので、そのまま使い続けるということであれば、補助金の返還の対象にはならないということでございます。

中村博行委員長 ちょっと紛らわしいね。

藤岡修美委員 今、深井次長の言われる用途廃止っていうのは、水路が今あって、その水路が水路として機能しないような用途廃止。それと農道があ

ったら農道がもう農道として機能しない道路として使えないというような用途廃止があれば、補助金は返還しなくてはならないけども、たとえばその農用地なり、農振地域内の農地が宅地化されても、道路としての機能、水路としての機能が残れば、その分の補助金が返さなくていいということで理解していいですかね。

深井経済部次長兼農林水産課長 そのとおりでございます。

中村博行委員長 そのこの面積内の農地所有者が一角を宅地にしたということはもう全然関係ないというふうな意味合いと思うんですけどね。

深井経済部次長兼農林水産課長 ちょっと言葉足らずなところがありました。計画は5年のスパンというところがございますけれども、その計画の5年以内に計画が終わるまでの間に田を埋めて宅地にしたというようなことであれば、補助金の返還が生じますけども、その5年を過ぎた後で埋め立てて宅地をしたというようなことであれば、先ほど藤岡議員が言われたとおり、水路なり農道なりの用途廃止をしない限りは、補助金の返還が生じないということでございます。

中村博行委員長 それでは先日の宿題について御答弁いただければと思います。

深井経済部次長兼農林水産課長 まず市内の農用地の全体面積でございますが、面積は1,076.5ヘクタールでございます。内訳は、田んぼが941.2ヘクタール、畑が90.8ヘクタール、樹園地が3.9ヘクタール、採草放牧地が6ヘクタール、合計1,076.5ヘクタールでございます。（「畑をもう一回言ってください」と呼ぶ者あり）畑は90.8ヘクタールです。次に高千帆環境保全会の管理面積でございますが、これは13,935ヘクタールでございます。内訳といたしましては高千帆環境保全会の中にあります、合併前の組織であります、高千帆東部地域環境保全会が5,347ヘクタール、江汐水系みどり会が5,091

ヘクタール、瓦田環境保全会が3.497ヘクタールでございます。このうち横土手地区につきましては、0.733ヘクタールということでございます。次に高千帆環境保全会がどのような活動組織なのかというところでございますけれども、これは平成29年度に先ほど申し上げました三つの団体が合併いたしまして、現在の組織名というふうになっております。構成員は農業者と非農業者でございます。管理する農地の保全管理に努めておられます。多面的機能支払交付金によりまして毎年度交付金が交付されるわけですけれども、農業用施設の長寿命化に係るものにつきましては、高千帆環境保全会の総代会の議決によりまして、計画する事業に優先順位を付けて実施されているところでございます。次に高千帆環境保全会への横土手及び旭町の加入でございますが、横土手はこの会に加入していらっしゃいますが、旭町は未加入でございます。次の横土手、旭町地区での工作物を補修をしているのかということでございますが、補修につきましては、横土手地区におきまして平成24年度に水門の塗装をしていらっしゃいます。それと、平成27年度に農道舗装をしておられます。旭町地区は、実績はございません。長寿命化も同じでございます。市内の認定農業者の作付面積でございますが、368.41ヘクタールでございます。5年後及び10年後の見込みというところでございますが、これについては、こちらといたしましては現状維持ということで、また、第二次総合計画にありますように、担い手への集積率。これを令和3年度に33%を目標としているところでございます。次に高千帆保全会におきます過去3年の補助金の受入れというところでございますが、高千帆環境保全会は先ほど申し上げましたように平成29年度に合併しておりますので、平成29年、30年度の2か年ということになりますが、平成29年度については、補助金額は1,036万3024円。このうち長寿命化につきましては、374万520円でございます。平成30年度は補助金額が993万6,724円、このうち長寿命化に係るものは334万9,224円でございます。このうち横土手につきましては補助金は交付はされてはおりません。旭町地区につきましては未加入でございますので、補助金はございません。

中村博行委員長 宿題と言いますか、先日投げかけていたことについての答弁をいただきました。それとほかに高千帆排水機場の関わりというのは言われましたか。

深井経済部次長兼農林水産課長 今施工しているのは県が事業主体でございます。

中村博行委員長 土地改良区が維持管理やろう。

深井経済部次長兼農林水産課長 今、高千帆排水機場の工事を実施している実施主体はやはり県でございます。

中村博行委員長 基本的にこの二つの地区は関係ないということやね。

深井経済部次長兼農林水産課長 実はそこを確認していないところでございますけれども、高千帆排水機場につきましては通常の土地改良とは違いまして、また、防災という観点でのものになるうと思っておりますので、それが、補助金の返還を対象になるのかどうかちょっと確認させていただきたいと思っております。

中村博行委員長 今ざっと質疑ありませんか。今までの件で質疑を求めたいと思っております。

森山喜久委員 前回でなくて前々回になるんですけど認定農業者が各地区に一人ずついらっしゃるというふうな話だったんですけど、認定農業者が旭町で何ヘクタールか。横土手で何ヘクタール集積しているのか。できれば認定農業者が、例えば全体で何ヘクタールあって、この地区で何ヘクタールという数字が分かれば、それを教えてもらえませんか。

深井経済部次長兼農林水産課長 横土手地区での認定農業者の作付面積は、5.

25ヘクタール、旭町が1.38ヘクタールでございます。市内全体では、368.41ヘクタールでございます。

森山喜久委員 言葉足らずで済みません。横土手地区で方策している認定農業者の方が市内全体で例えば15ヘクタールあって、そのうち横土手地区で5ヘクタールとか旭町地区だったら、市内全体では何ヘクタールあってここでは、何ヘクタールかと。例えば横土手の方が10ヘクタール作っていてそのうちの大半が横土手で頑張っているのかどうかとかそういったところの状況が分かれば教えてもらいたいと思います。

平農林水産課農林係長 農林水産課の平です。よろしく申し上げます。市内全域、認定農業者の方が作られている圃場のうち農用地、農振農用地の面積でございますが、約306ヘクタールでございます。次に横土手地区における農用地の面積でございますが、8.14ヘクタールでございます。8.14ヘクタールのうち、5.25ヘクタールを認定農業者の方が作られているという状況でございます。続いて旭町でございますが、今回請願の出ている区域でございますが、こちらの農用地の面積が5.49ヘクタールでございます。このうち、1.38ヘクタールを認定農業者が作られているという状況でございます。

中村博行委員長 ちょっと質問の意味が違うやろ。（発言する者あり）

平農林水産課農林係長 お一人の方は旭町の方は、全体でお一人で約20ヘクタール作られております。そのうちの1.38ヘクタールが横土手地区ということでございます。

中村博行委員長 条件が悪かったらもう作りたくないってなるよね。

平農林水産課農林係長 済みません、先ほど申した方が横土手で作られている方でございます。旭町の方が農用地の面積しか手元にはございませんで、

全体でという数字がちょっと手元にございませんで済みません。

中村博行委員長 全体でBさんならBさんが旭町で1.38ヘクタールで作っていて、その方は全体でどのぐらい作りよるかということ。

平農林水産課農林係長 今手元に資料がありませんので分からなくて済みません。

中村博行委員長 旭町は少ないからね。横土手は四分の1減るということよね。

森山喜久委員 旭町の方は南高泊干拓のほうから来られていると思うんで、10ヘクタール以上のまとまった団地があるという形で、どうしても農地を荒らすのは忍びないというお願いがあって作られていたんじゃないかと、横土手も同じようなこととは思うんですけど、その方たちのそういった認識でよろしいでしょうか。

平農林水産課農林係長 消費者の方からお願いされて南高泊干拓の方でございませけれどもお願いをされて、こちらまで来られて作られているという状況でございませ。

中村博行委員長確 旭町のほうは農道も狭いということで、もうちょっと年がたつと、やめたいと言われるかもしれないね。

深井経済部次長兼農林水産課長 もう一度訂正させてください。農用地全体の面積でございませが、先ほど、田んぼ、畑、樹園地、採草放牧地の面積をそれぞれ申し上げまして、合計が1076.5ヘクタールと申し上げましたけども、計算をいたしましたら数字が違っておりまして、農用地全体の面積は1041.9ヘクタールでございませ。訂正させていただきます。

中村博行委員長 平成30年度末ね。

深井経済部次長兼農林水産課長 平成30年度末日の時点でございます。大体質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そしたら、執行部の皆さん退席されてください。ここで若干休憩を挟みましょう。2時40分まで休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

中村博行委員長 それでは休憩を閉じまして委員会を再開をいたします。それでは、様々質疑をしてまいりまして、その状況も分かりましたので自由討議に入りたいと思いますので、それぞれ御意見がある方、手を挙げていただきたいというふうに思います。

森山喜久委員 認定農業者の方、横土手の認定農業者の方がここで四分の1の農地を集積して頑張っている部分は懸念にはなるんですけども、ほかのほうの優良農地で認定農業者の育成という形も、また農業委員会とか農政のほうで頑張っていただけるのであれば、認定農業者の件は一定程度の分は目安はつくと思いますし、過去2回の中で一番困っていたのは、補助金がどうなのかというふうな話をしてきた中で今回、その補助金が入っていないということで、そういった返還の対象にもならないと執行部のほうも明言されたわけなので、この請願の件については採択で2件とも進めていきたいと考えております。

中村博行委員長 ほかに御意見ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、自由討議を閉じます。それでは討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）今ほとんど討論の内容であったと思います。ということで討

論ありませんのでただいまより採決に入りますが1件ずつ採決をいたします。それではまず、請願第1号旭町地域における農用地区区域の農地除外に関する請願書について採択と判断される方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成であります。したがって、請願1号は採択することと決しました。続きまして請願第2号横土手農業振興地域内の農用地区区域の除外に関する請願書について採択と思われる方、挙手をお願いします。全員賛成でございます。したがって請願第2号につきましても、採択することに決しました。以上で、産業建設常任委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午後2時43分 散会

令和元年10月16日

産業建設常任委員長 中村博行